

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ホームページの開設費用

Q: 当社は、製品のPRのため業者へ委託して、ホームページを開設することにしました。この開設費用の処理を教えてください。

A: ①繰延資産として償却する方法、②広告宣伝費等として一括損金算入する方法、③減価償却資産として減価償却する方法の3つが考えられますが、インターネットが企業等に利用されるようになってから日が浅いため、いずれの処理が適正であるのか明らかになるまで、もうしばらく時間を要することになると思われます。

【解説】

ホームページについては、基本的に一旦作成すれば半永久的に有効なため、税務上「繰延資産」として、ソフトウェアの開発費用に準じて5年で償却することも考えられます。

しかし、ソフトウェアについては、将来に効果の及ぶ期間が比較的明確なのに対し、ホームページについては、その宣伝効果等が一体いつまで持続するのか極めて不明確であり、5年間もの間更新しないケースはまず考えられません。そこでホームページの製作費用は、繰延資産ではなく、「広告宣伝費等」として一括損金算入することも考えられます。

また、商業フィルム等の製作費については、減価償却資産として2年で償却されています。そこで、ホームページについてもフロッピーによる保存が可能なることから、「磁気テープ」として2年で減価償却することも考えられることになります。



① タウンページとホームページを誤っている